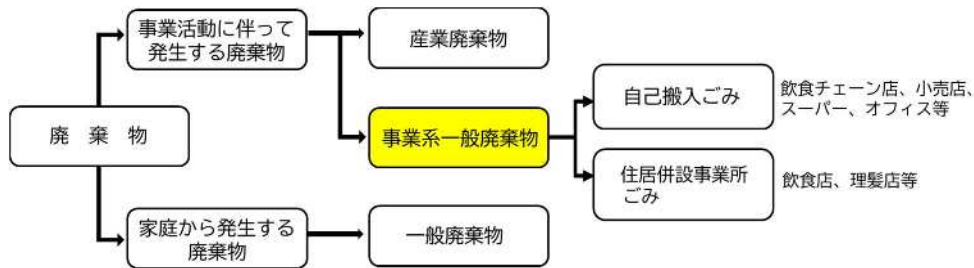


## 事業系ごみの減量化に向けた取組について

### 1 事業系一般廃棄物（事業系ごみ）

事業活動に伴い発生した廃棄物のうち、産業廃棄物（法令で定める20品目）以外の廃棄物のことをいう。



#### ● 事業者の責務（廃棄物処理法 第3条第1項）

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

### 2 北九州市における事業系ごみの処理状況

#### (1) 事業系ごみの処理方法

##### ① 市による収集

事業所や店舗と住居が構造上一体で、家庭ごみとの区別が困難かつごみ量が家庭並みに少ない場合（1回の収集日に2袋程度）に限り、市が収集を行う。

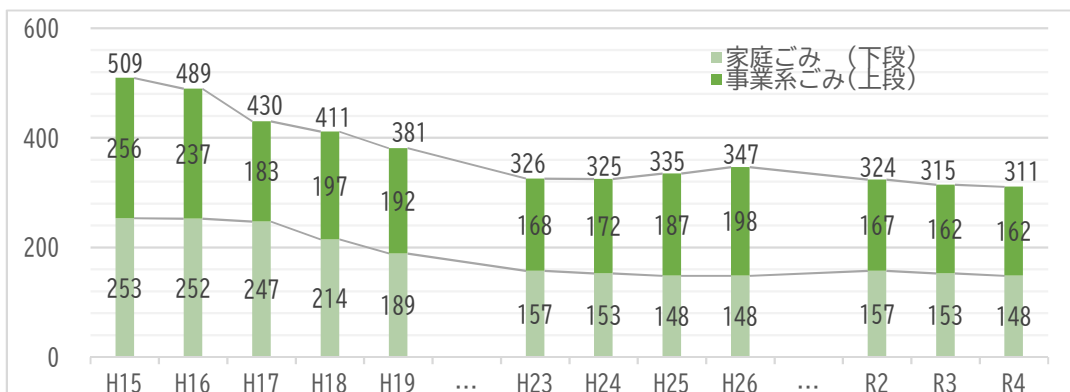
##### ② 自己搬入

事業所等が自ら、または依頼を受けたごみ収集運搬業者が市の処理施設に搬入する。

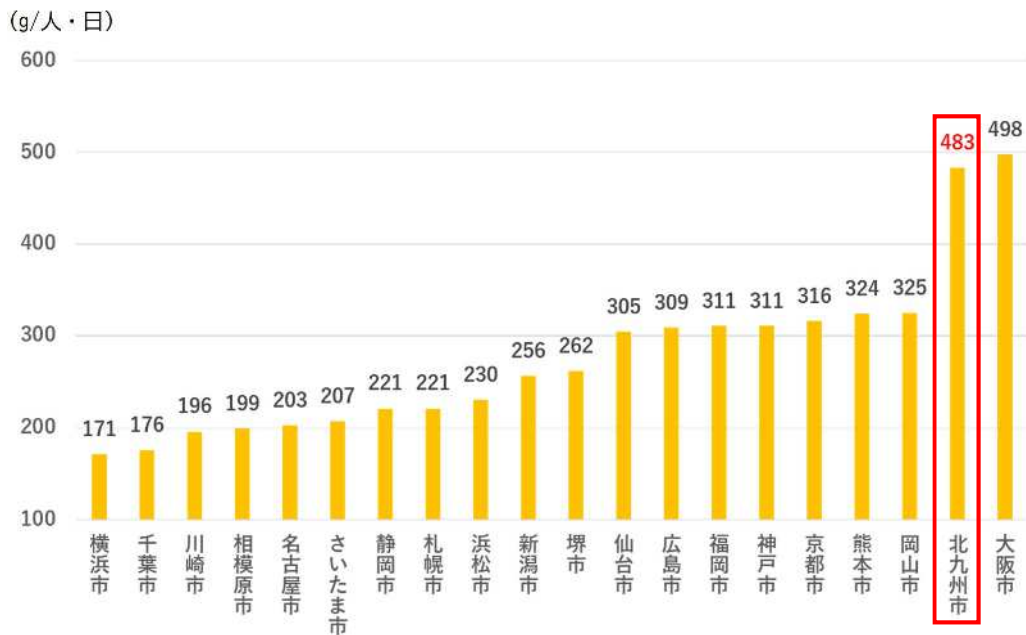
#### (2) 事業系ごみの処理状況

① 平成16年度に市収集の廃止や焼却工場の自己搬入ごみの処理手数料の改定などにより減少。その後、増加に転じていたが、新型コロナウイルス感染症の影響で近年は減少している。

(千トン)



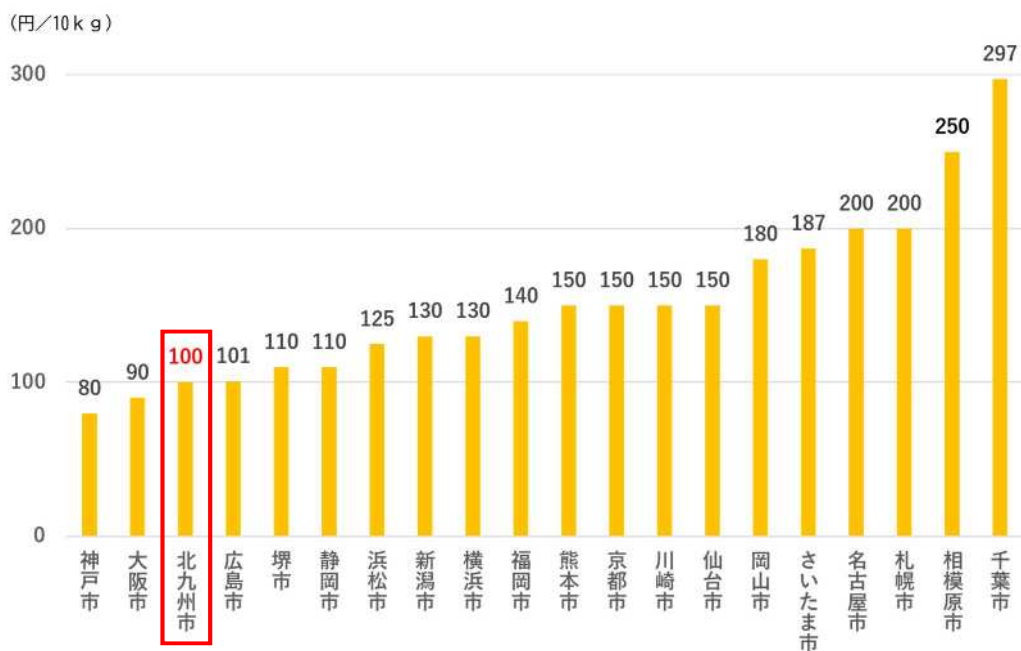
- ② 市民一人1日当たりの排出量に換算すると483g（令和3年度実績）。20政令指定都市の中では多い方から2番目である。



(出典：環境省廃棄物処理技術情報 令和3年度調査結果)

- ③ 自己搬入ごみの処理手数料は、100円/10kgであり、20政令指定都市の中では安い方から3番目である。

(各都市単位が異なるため「10kgあたり」に換算)



### 3 事業系ごみ削減に向けた取組

現在、北九州市は、第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画（令和3年度策定）に基づき、下記の取組を進めている。

#### (1) 事業所に対する啓発・指導

##### ① 集中的な事業所訪問

- ・大規模事業所や飲食店等を中心に事業所を訪問し、ごみの減量リサイクルの取組を説明（R4実績：1,533件）
- ・排出や分別の状況確認、先進的な取組事例の紹介等を通じたリサイクルへの誘導

##### ② 事業者向け講習会の開催

- ・条例で廃棄物の減量義務等が課せられている事業所を対象に年1回「廃棄物管理者責任者講習会」を開催（R4実績：300事業者参加）
- ・事業系ごみの現状と対策、廃棄物の適正処理の意義、事業者の責務、他社の取組事例を説明

##### ③ 事業系ごみに関する周知・情報提供

「事業系ごみの分別・処理ガイドブック」やホームページによる情報提供

#### (2) 焼却工場の受入体制・指導

##### ① 焼却工場での搬入前指導

- ・違反ごみや市外ごみの搬入防止のため、搬入前に「廃棄物搬入申込書」を提出してもらい、搬入物の内容や排出状況の詳細等を確認
- ・違反物や市外からの搬入、無許可疑いの事業者などを確認した場合は、違反物の適正な処理方法を指導し、持ち帰りを指示（R4実績：348件）
- ・試験的に皇后崎工場に特設の検査場を設け、搬入物検査を実施。違反ごみの適正処理を指導し、持ち帰りを指示。（R5実証結果：104件中35件に持ち帰り指導）

##### ② 搬入車両の展開検査

- ・焼却工場のプラットホームで積載物の内容検査（R4実績：524件）を行い、違反物が確認された場合は、適正処理を指導し、持ち帰りを指示（R4実績：56件）
- ・違反物の大量搬入や不適正搬入を繰り返すなどの悪質な搬入者に対しては、警告書を発行し、指導を実施（R4実績：7件）

#### (3) 北九州市環境審議会での審議

今後、更なる事業系ごみの削減を図るため、北九州市環境審議会に「北九州市における事業系ごみの減量リサイクルについて」諮問し、現在、審議いただいている。

<主な視点>

- ① 事業所に対する啓発・指導
- ② 工場等での受入体制・指導のあり方
- ③ リサイクルのさらなる促進
- ④ 処理手数料のあり方

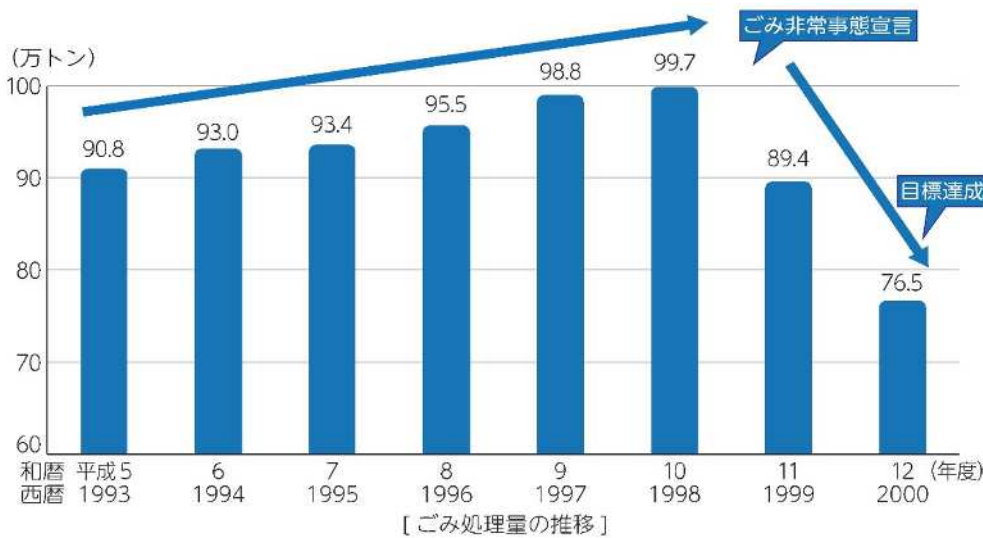
## 【名古屋市の状況】

### 1 ごみ非常事態宣言

名古屋市のごみ処理量は、平成10年度には年間100万トンに迫り、焼却・埋立の両面で処理能力の限界を迎えつつあったため、新たな埋立処分場を藤前干潟に建設する計画を進めたが、同干潟が渡り鳥の重要な飛来地であることから埋立反対の声が高まり、計画は中止となった。

そこで名古屋市は、平成11年に大幅なごみの減量を対策の柱とした「ごみ非常事態宣言」を発表した。

この宣言を機に、市民・事業者との協働のもと、プラスチック製容器包装、紙製容器包装などの新たな資源収集をはじめとする様々な施策を実施した結果、宣言に掲げた20世紀中（平成12年度まで）に20%、20万トンのごみ減量を達成する目標を達成した。



(出典：名古屋市第6次一般廃棄物処理基本計画)

### 2 焼却工場の状況

|                 | 名古屋市   | 北九州市   |
|-----------------|--|--|
| 工場の状況<br>(処理能力) | ※ 富田工場 (450トン/日)<br>※ 大江破碎工場 (400トン/日)<br>※ 鳴海工場 (530トン/日)<br>※ 猪子石工場 (600トン/日)<br>五条川工場 (560トン/日)<br>北名古屋工場 (660トン/日)<br>南陽工場 (560トン/日)<br>※は自己搬入ができる工場 | 新門司工場 (720トン/日)<br>日明工場 (600トン/日)<br>皇后崎工場 (810トン/日) |

(出典：名古屋市第6次一般廃棄物処理基本計画、名古屋市ホームページ)

### 3 事業系ごみ対策

(1) 搬入前の自己搬入手続きの実施

不適物ごみの搬入防止を図るため、焼却工場にごみを搬入する前に、ごみが発生した区の環境事務所で事前受付と搬入ごみの点検を実施。

(2) 紙類のリサイクルを目的とした事業者指導

事業系の紙類の減量リサイクルを進めるため、オフィスビル等1,700事業所を訪問し、職場での分別指導や裏紙利用などの指導を継続して実施。

(3) ごみ排出状況に応じたりサイクル支援

生ごみが多く発生する飲食店やスーパーなどに対し、民間の生ごみ資源化施設（2施設）を紹介し、具体的な減量対策の指導を実施。

(4) 職場の分別ボックス用イラストデータの提供

職場で使える資源分別ボックス用のイラストのデータを市ホームページ上で使用例とともに紹介、提供し、職場で分別を促進。



ホームページに掲載された分別イラストの活用例



(画像出典：名古屋市ホームページ)